

経営改善普及事業

- 〈事業の内容〉 小規模事業者の経営に詳しい、いわば経営面でのホームドクターともいうべき経営指導員等が、主に以下の相談に応じる。
- ・金融・信用保証の相談、あっせん
 - ・税務、経理、労務、社会保険 など
 - ・経営・技術の改善、知的財産権、商取引 など
- 〈相談対象者〉 主に、小規模事業者
〔 常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の事業者 〕
- 〈相談担当者〉 商工会等に配置されている経営指導員、補助員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所等による面接相談
- 〈問い合わせ先〉
- 一般社団法人 長野県商工会議所連合会
T E L 0 2 6 - 2 2 6 - 6 4 3 2
F A X 0 2 6 - 2 2 7 - 6 4 1 0
E-mail kenren@nagano-cci.or.jp
 - 長野県商工会連合会
T E L 0 2 6 - 2 2 8 - 2 1 3 1
F A X 0 2 6 - 2 2 6 - 4 9 9 6
E-mail shokoren@nagano-sci.or.jp
 - 商工会・商工会議所
県内の市町村に設置（商工会 69、商工会議所 18）
- 〈施設所在地〉
- 一般社団法人 長野県商工会議所連合会
〒380-0904
長野市七瀬中町276 長野商工会議所ビル3階
 - 長野県商工会連合会
〒380-0936
長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館1階
 - 商工会・商工会議所
県内の市町村に設置（商工会 69、商工会議所 18）
- 〈関連URL〉
- ・一般社団法人 長野県商工会議所連合会
<http://www.nagano-cci.or.jp/kenren/>
 - ・長野県商工会連合会
<http://www.nagano-sci.or.jp/>
- 〈担 当 課〉 産業労働部産業政策課

経営総合相談

- 〈事業の内容〉 創業間もない企業、ベンチャー企業、新たな事業活動を行おうとする中小企業の得意分野や課題（技術、販売等）等を把握し、その課題解決に最適な外部経営資源（パートナー）を引き合わせたり、経営革新の具体的なアドバイスをすることにより、円滑な事業推進を支援
- 〈相談対象者〉 創業間もない企業、ベンチャー企業、新分野進出を目指している企業、独自の強みの発揮を目指している企業、事業転換を図ろうとしている企業等
- 〈相談担当者〉 (公財)長野県中小企業振興センター職員及び民間での経験豊富な同センター相談員
- 〈相談の方法〉 電話相談、訪問・来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 (公財)長野県中小企業振興センター
経営支援部 026-227-5028
- 〈施設所在地〉 〒380-0928
長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3F
- 〈関連URL〉 <https://www.icon-nagano.or.jp/>
- 〈担当課〉 産業労働部産業立地・経営支援課

創業相談

- 〈事業の内容〉 県内で創業しようとする人などを対象に、創業についての相談・助言をワンストップで行い、創業前から創業後まで一貫して支援。
- 〈相談対象者〉 創業を考えている方、創業間もない方
- 〈相談担当者〉 (公財)長野県中小企業振興センター職員及び地域の支援機関・ながの産業支援ネットの職員
- 〈相談の方法〉 電話・メール相談、訪問・来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 (公財)長野県中小企業振興センター
ながの創業サポートオフィス
TEL 026-269-7359
E-mail sougyou@icon-nagano.or.jp
- 〈施設所在地〉 〒380-0928
長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3F
- 〈関連URL〉 <https://www.icon-nagano.or.jp/>
- 〈担当課〉 産業労働部産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

農業経営・技術指導及び新規就農に関する相談

- 〈事業の内容〉 農業者に対し農業経営や農畜産物の生産等に関する技術の指導を行います。
また、新たに農業を始めたいと希望される方に対し、就農に関する相談対応を行います。
- 〈相談対象者〉 農業者・新規就農希望者等
- 〈相談担当者〉 農業改良普及センター職員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 ○ 相談時間 電話、面接ともに 平日 8:30～17:15

○ 農業改良普及センターの連絡先

佐久農業改良普及センター	〒385-8533 佐久市大字跡部65-1 佐久合同庁舎内 電話 (0267)63-3146 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/saku-aec/index.html
上田農業改良普及センター	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎内 電話 (0268)25-7157 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/ueda-aec/index.html
諏訪農業改良普及センター	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎内 電話 (0266)57-2932 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/suwa-aec/index.html
上伊那農業改良普及センター	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内 電話 (0265)76-6842 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/kamiina-aec/index.html
南信州農業改良普及センター	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 飯田合同庁舎内 電話 (0265)53-0436 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/shimoina-aec/index.html
木曾農業改良普及センター	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎内 電話 (0264)25-2230 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/kiso-aec/index.html
松本農業改良普及センター	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内 電話 (0263)40-1947 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/matsumoto-aec/index.html
北アルプス農業改良普及センター	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎内 電話 (0261)23-6543 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/kita-aec/index.html
長野農業改良普及センター	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎内 電話 (026)234-9534 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/nagano-aec/index.html
北信農業改良普及センター	〒383-8515 中野市大字壁田955 北信合同庁舎内 電話 (0269)23-0221 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/hokushin-aec/index.html

〈担当課〉 農政部農業技術課、農村振興課

林業への新規就業、各種研修に関する相談

〈事業の内容〉 林業に就職を希望する人たちへ共同説明会を通じて事業者の紹介や、林業で働く人たちの福利厚生への支援、就業者の各種研修、高性能林業機械のレンタル事業等を行っています。

〈相談対象者〉 林業者及び新規就業希望者等

〈相談担当者〉 林業雇用改善アドバイザー

〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談

〈問い合わせ先〉 ○ 相談時間

電話、面接ともに 平日 8:30～17:15

○ 一般財団法人長野県林業労働財団
(長野県林業労働力確保支援センター)

〒380-0936

長野市岡田町30-16 長野県林業センター4階

TEL 026-225-6080

FAX 026-225-6557

○ 業務内容

項 目	業 務 内 容
相談・指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理の改善についての事業者・労務担当者等に対する相談・指導 ・林業へ就業しようとする者への相談・指導
研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理改善の自発的な取組みを促進するため事業者、雇用管理者、労務担当者等を対象とした研修の実施 ・林業への就業希望者を対象とした共同説明会、就業支援講習会などの開催 ・林業就業者への各種技術研修の実施

〈担 当 課〉 林務部信州の木活用課

森林づくり相談窓口

- 〈事業の内容〉 森林所有者や林業者に対し森林施業等の林業に関する技術・知識の普及指導や助言を行います。
- 〈相談対象者〉 森林所有者及び林業者等
- 〈相談担当者〉 林務課職員
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 ○ 相談時間 電話、面接ともに 平日 8:30～17:15

○ 地域振興局林務課の連絡先

佐久地域振興局 林務課	電話 0267-63-3152 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/sakuchi/sakuchi-rimmu/kannai/kakuka/rinmuka/index.html
上田地域振興局 林務課	電話 0268-25-7137 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/josho/josho-rimmu/kannai/gyomu/rinmuka.html
諏訪地域振興局 林務課	電話 0266-57-2919 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/suwachi/suwachi-rimmu/kannai/soshiki/rinmuka.html
上伊那地域振興局 林務課	電話 0265-76-6823 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/kamichi/kamichi-rimmu/kannai/rinmu/index.html
南信州地域振興局 林務課	電話 0265-53-0423 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/minamichi-
木曾地域振興局 林務課	電話 0264-25-2224 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/kisochi/kisochi-rimmu/kannai/chihojimusho/rinmuka/index.html
松本地域振興局 林務課	電話 0263-40-1926 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/matsuchi/matsuchi-rimmu/kannai/rinmuka.html
北アルプス 地域振興局 林務課	電話 0261-23-6519 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/hokuan/hokuan-rimmu/kannai/soshiki/rinmuka/index.html
長野地域振興局 林務課	電話 026-234-9521 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/nagachi/nagachi-rimmu/kannai/renrakusaki/rinmu/index.html
北信地域振興局 林務課	電話 0269-23-0215 URL https://www.pref.nagano.lg.jp/hokuchi-

※施設所在地は74ページ参照

- 〈担当課〉 林務部信州の木活用課

警察安全相談

- 〈事業の内容〉 ・ 犯罪等による被害の未然防止など安全と平穏に関する相談
・ 配偶者からの暴力(DV)、ストーカー被害等に関する相談
- 〈相談対象者〉 全県民
- 〈相談担当者〉 警察官(女性警察官含む)、警察安全嘱託相談員
- 〈相談の方法〉 電話・面接相談
- 〈問い合わせ先〉 ○ 警察本部生活安全企画課地域安全推進係警察安全相談窓口
・ 相談専用電話 026-233-9110
プッシュ回線からは短縮ダイヤル「#9110」
24時間対応(夜間・休日は警察本部の当直において対応)
・ 面接相談 平日 8:30~17:15
- 県下警察署(電話・面接)
警察安全相談窓口は、県下の各警察署でも開設しており、警察署生活安全担当部署、交番・駐在所でも対応します。
- 〈施設所在地〉 県庁内(74ページ参照)
- 〈関連URL〉 県警ホームページ
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>
- 〈担当課〉 警察本部生活安全部 生活安全企画課

性犯罪の被害に関する相談

- 〈事業の内容〉 性犯罪の被害に遭われた方からの被害相談及び再被害防止、事件化のためのアドバイス等の実施
- 〈相談対象者〉 性犯罪被害に遭われた方及びその家族等
- 〈相談担当者〉 警察官、女性臨床心理士
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 性犯罪被害ダイヤルサポート110
・ 電話 0120-037-555
プッシュ回線からは短縮ダイヤル「#8103」
・ 相談受付時間 24時間受付
月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分までは
相談担当の女性警察職員が対応。それ以外の時間は、
警察本部総合当直で対応。
- 〈施設所在地〉 県庁内(74ページ参照)
- 〈関連URL〉 県警ホームページ
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>
- 〈担当課〉 警察本部刑事部捜査第一課

非行問題やいじめなどの少年に関する悩みごとの相談

- 〈事業の内容〉 非行問題、いじめ等学校問題、児童虐待等家庭問題、交友問題、犯罪被害、家出等、20歳未満の少年問題に関する相談対応
- 〈相談対象者〉 少年自身、保護者等
- 〈相談担当者〉 少年相談専門職員（臨床心理士（警察本部内））、警察官
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
- 〈問い合わせ先〉 ○ 少年サポートセンター
「ヤングテレホン」 026-232-4970（警察本部内）
026-241-0783（長野中央警察署内）
0263-25-0783（松本警察署内）
0268-23-0783（上田警察署内）
0265-77-0783（伊那警察署内）
- ・受付時間 平日 8:30～17:15
夜間・休日は留守番電話で対応
面接相談は、原則として電話申し込み
- 〈施設所在地〉 県庁内（74ページ参照） 他
- 〈関連URL〉 県警ホームページ
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>
- 〈担当課〉 警察本部生活安全部少年課

非行や親子関係、発達などについてお困りの地域の方の相談

- 〈事業の内容〉 非行などの問題行動、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係、発達に関する事などに関する相談への対応
- 〈相談対象者〉 少年、保護者のみならず、大人の方や少年の健全育成に携わられている方の相談にも応じています。
- 〈相談担当者〉 法務技官（心理）（法務省の心理専門職員）、法務教官（法務省の教育専門職員）
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談のほか、相談内容に応じて心理検査等を実施し、その結果を分かりやすくお伝えしています。相談は無料で、相談内容等秘密は守られます。
学校の先生方や保護者の方、少年の健全育成に関わる機関・団体の方向けの講演・研修や法教育等も行っています。
- 〈問い合わせ先〉 法務少年支援センター長野 善光寺下の青少年心理相談室
026-237-1123
受付時間：平日 9:00～17:00
面接相談は、原則として電話で予約をお願いします。
- 〈施設所在地〉 長野市三輪5-46-14
- 〈関連URL〉 法務省ホームページ
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei29_00001.html
- 〈担当課〉 長野少年鑑別所鑑別部門（考査）

暴力追放ダイヤル

- 〈事業の内容〉 ・暴力団による犯罪に関する相談対応
・暴力団員の離脱相談対応
等、暴力団関連相談全般に対応
- 〈相談対象者〉 対象を問わず
- 〈相談担当者〉 組織犯罪対策課の担当職員
- 〈相談の方法〉 電話相談
- 〈問い合わせ先〉 ・暴力追放ダイヤル 026-235-1224
・相談受付時間 平日 9:00～17:00
・予約の必要なし
- 〈施設所在地〉 県庁内（74ページ参照）
- 〈関連URL〉 県警ホームページ
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/>
- 〈担当課〉 警察本部刑事部組織犯罪対策課（暴力団排除推進室）

【（公財）長野県暴力追放県民センター】 電話・面接相談

- 〈事業の内容〉 ・暴力団等による被害・困りごと相談対応
・暴力団員の離脱相談対応
等、暴力団関連相談全般に対応
- 〈相談対象者〉 対象を問わず
- 〈相談担当者〉 暴力追放県民センターの役職員等（暴力追放相談委員）
- 〈相談の方法〉 電話相談、来所による面接相談
※必要があれば、センター顧問弁護士と職員が出張して相談に応じる制度あり
（弁護士料は初回無料）
- 〈問い合わせ先〉 ・相談電話 ミゴト ツイホウ
026-235-2140
・相談受付時間 平日 9:00～16:30
・面接相談については、相談者の重複防止のため予約（時間調整）を要する
・E-mail:boutsui@mx2.avis.ne.jp
- 〈施設所在地〉 長野市大字南長野字幅下685番地2
（公財）長野県暴力追放県民センター
- 〈担当課〉 センター独自事業（担当：警察本部組織犯罪対策課）

盗難被害者に対する課税上の措置

＜事業の内容＞ 1 住民税（個人県民税・市町村民税）の雑損控除

(1) 内 容	納税義務者等の有する資産が盗難等により損失を生じた場合、一定の金額を雑損控除として総所得金額等から控除する。
(2) 対 象 者	ア 納税義務者 イ 納税義務者と生計を一にする配偶者その他親族で、前年の所得が38万円以下の者
(3) 対 象 資 産	ア 控除対象となる資産 生活に通常必要な資産 イ 控除対象とならない資産 ・ 宝石、貴金属、書画、こつとう品、美術工芸品等 （一個又は一組の価額が30万円を超えるもの） ・ 棚卸資産 ・ 事業用固定資産

※ 所得税についても同様の制度があります。詳細については最寄りの税務署にお問い合わせください。

2 自動車税の課税保留

(1) 内 容	納税義務者の有する自動車盗難の被害を受けた場合、自動車税の課税を盗難の被害を受けた月の翌月以降保留する。
(2) 対 象 者	自動車の盗難被害を受けた者（納税義務者）
(3) 要 件	盗難被害を受けた日から、3か月以上経過しても発見されないこと。
(4) 手 続	下記の書類を県税事務所窓口提出する。 ・ 自動車現況申立書 ・ 被害届があることを証する警察署長の証明書

- ＜問合わせ先＞
- 上記1について
各市町村住民税担当課
 - 上記2について
各県税事務所（所在地は74ページ参照）

総 合	0 2 6 - 2 3 4 - 9 5 0 5
総合北信	0 2 6 9 - 2 3 - 0 2 0 4
東 信	0 2 6 7 - 6 3 - 3 1 3 5
東信上田	0 2 6 8 - 2 5 - 7 1 1 7
南 信	0 2 6 5 - 7 6 - 6 8 0 5
南信諏訪	0 2 6 6 - 5 7 - 2 9 0 5
南信飯田	0 2 6 5 - 5 3 - 0 4 0 5
中 信	0 2 6 3 - 4 0 - 1 9 0 5
中信木曾	0 2 6 4 - 2 5 - 2 2 1 6
中信大町	0 2 6 1 - 2 3 - 6 5 0 5

・ 受付時間 平日 8：30～17：15

- ＜担 当 課＞ 企画振興部市町村課、総務部税務課

障がい者に対する自動車取得税・自動車税の減免措置

< 事業の内容 >

1 減免内容	自動車取得税・自動車税の減免
2 減免要件	<p>4月1日午前0時時点で次の各要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 障がい要件</p> <p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を所持し、かつ一定の障がい等級に該当すること。</p> <p>(2) 使用要件</p> <p>次のいずれかの用途で自動車を使用していること。</p> <p>ア 障がい者本人が運転し使用していること。</p> <p>イ 障がい者の通院・通学・通勤などの送迎や日常生活における外出のため、障がい者と生計を一にする者が運転し使用していること。</p> <p>ウ 障がい者（障がい者等のみの世帯に限る）の通院・通学・通勤などの送迎や日常生活における外出のため、障がい者を日常的に介護する者が運転し使用していること。</p> <p>(3) 所有要件</p> <p>障がい者本人が所有する自動車 （自家用の自動車1台に限る） ※18歳未満の身体障がい者、知的又は精神障がい者の場合は、障がい者と生計を一にする方が所有する自動車も減免対象となります。</p>
3 申請書類等	<p>(1) 提出書類</p> <p>ア 減免申請書</p> <p>イ 同一生計証明書 （障がい者と生計を一にする者が運転等する場合）</p> <p>ウ 身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者及び日常的介護者の証明書 〔障がい者等のみで構成される世帯の障がい者を 日常的に介護する者が運転する場合〕</p> <p>(2) 持参書類等</p> <p>ア 障害者手帳等（原本）</p> <p>イ 自動車検査証 〔写しでも可ですが、その場合は提出をお願いします〕</p> <p>ウ 運転免許証 〔表裏両面の写しでも可ですが、その場合は提出をお願いします〕</p> <p>エ 印鑑</p> <p>オ マイナンバー（個人番号）に関する書類 （ア）マイナンバーカード又は通知カード （イ）身元確認書類 ※詳しくは次頁の問い合わせ先にご確認下さい。</p> <p>(3) その他</p> <p>・障がいのある方ご本人が運転する場合、受付時に運転の確認をさせていただく場合があります。 また、運転免許証条件欄に条件が記載されている場合（「アクセル、ブレーキ手動式」等）は申請車両を確認させていただきまます。</p> <p>・住所・氏名等が変更になっている場合は、障害者手帳、自動車検査証及び運転免許証の変更手続きを済ませた上で申請してください。</p>

4 申請期限	<p>【自動車税】</p> <p>(1) 4月1日午前0時時点で減免要件を全て満たす場合 納期限まで ※ 申請期限後に申請があった場合は、申請日の属する月の翌日から月割りで減免になります。</p> <p>(2) 年度の途中で減免要件に該当することになった場合 減免要件に該当することになった日から30日以内 ※ 30日を超えた場合は、申請日の属する月の翌月から減免になります。</p> <p>【自動車取得税】</p> <p>自動車の登録日から30日以内 ※30日を超えた場合は減免になりません。</p>
5 申請先	各県税事務所 窓口

<問合わせ先> ○ 各県税事務所（所在地は74ページ参照）

総合	026-234-9505
総合北信	0269-23-0204
東信	0267-63-3135
東信上田	0268-25-7117
南信	0265-76-6805
南信諏訪	0266-57-2905
南信飯田	0265-53-0405
中信	0263-40-1905
中信木曾	0264-25-2216
中信大町	0261-23-6505

・受付時間 平日 8:30～17:15

<関連URL> <https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/shogaisha/index.html>

<担当課> 総務部税務課

県営水道料金の減免措置

※ 県営水道給水区域：長野市（篠ノ井、川中島、更北、信更地区の一部）
上田市（塩田、川西地区の一部）
千曲市（桑原、八幡地区を除く）
坂城町

〈事業の内容〉 1 生活保護世帯又は母子・父子世帯の方に対する減免

(1) 減免措置の内容

生活保護世帯又は母子・父子世帯で、水道メーターの口径が13mmである場合について、申請に基づき基本料金を2分の1とする。（令和元年9月30日まで：694円、令和元年10月1日から：706円）

(2) 根拠法令

県営水道条例(昭和38年3月22日条例第17号)
第22条別表第2(1)

「生活保護法の規定により現に保護を受けている使用者又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者である使用者（管理者が別に定める者に限る。）の使用に係る水道メーターの口径が13mmである場合における基本料金を706円（半額）とする。」（※）

（※）平成31年3月18日公布、令和元年10月1日施行）

(3) 対象者

県営水道を使用する次の者のうち、使用する水道メーターの口径が13mmである者。

○ 県営水道条例施行規程（昭和38年3月28日公営企業管理規程第10号）

対象区分	対象となる要件
(1) 生活保護世帯	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により現に保護を受けている者である使用者。（第9条の2）
(2) 母子・父子世帯	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである使用者であって、次の各号の一つに該当する者又はこれに準ずる者。（第9条の3） ① 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定により現に児童扶養手当の支給を受けている者 ② 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により、現に特別児童扶養手当の支給を受けている者
(3) 共用給水装置による使用者の場合	上記(1)又は(2)に該当する者で、共同住宅等において共用給水装置を使用する使用者の場合は、当該共用給水装置を使用する全部の者が生活保護世帯又は母子・父子世帯のいずれかに該当する場合に限って適用する。

(4) 申請の方法

「低額基本料金適用申出書（県営水道条例施行規程様式第10号）」に、適用要件に係る市町長（または地域振興局長）の証明書を添付し、所管する水道管理事務所に提出する。

2 東北地方太平洋沖地震または長野県北部地震で被災された方に対する減免

(1) 減免措置の内容

東北地方太平洋沖地震または長野県北部地震で被災され、県営水道給水区域内で生活される方の水道料金を全額減免する。

(2) 根拠法令等

- ア 総務省自治財政局長、自治税務局長通知(平成23年3月14日付け)
「平成23年度東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」
被災者に対して、使用料等の減免の措置について、徴収根拠となる条例等の減免等の規定に基づき適切な運営を図らねたい。
- イ 県営水道条例第28条(料金、手数料及び加入金の減免)
管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料又は加入金を減免することができる。

(3) 対象者

- ア 「東北地方太平洋沖地震の被災者への県営住宅の提供について(通知)」(平成23年3月18日付け22住第334号)による入居者
- イ 「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書」(平成18年4月19日)の対象になる媒介手数料が無料となる入居者
- ウ 「長野県避難者向け借上げ住宅実施要綱」(平成23年7月15日)の入居者の要件に該当する者
- エ 上記のほか、長野市の「激甚災害等に伴う避難者の水道料金等の免除に関する取扱要領(平成23年4月13日)の免除の対象者
- オ 上記のほか、上田市の「東北地方太平洋地震、東北地方太平洋地震に伴う津波及び福島原発放射能汚染による緊急避難移住者の上下水道料金の減免について」(平成23年4月13日上下水道局サービス課)の対象者
- カ 上記のほか、千曲市の「東日本大震災、東日本大震災に伴う津波及び福島原発放射能汚染による緊急避難移住者の下水道料金の減免について」(平成23年5月16日建設部下水道課)の対象者

(4) 減免の期間

入居日から1年間(その後6年間の延長可)

(5) 申請の方法

「県営水道料金減免申請書」を企業局水道事業課に提出する。
また、減免期間を延長するときは、「県営水道料金減免延長申請書」を提出する。

<問い合わせ先> 1 生活保護世帯又は母子・父子世帯の方に対する減免

- 各水道管理事務所または水道事業課
- ・ 上田水道管理事務所 0268-22-2110
〒386-0032 上田市諏訪形613
 - ・ 川中島水道管理事務所 026-284-1700
〒381-2231 長野市川中島町四ツ屋100
 - ・ 企業局水道事業課 026-235-7381
県庁7階(74ページ参照)

2 東北地方太平洋沖地震または長野県北部地震で被災された方に対する減免

- 企業局水道事業課 026-235-7381
県庁7階(74ページ参照)

<担当課> 企業局水道事業課